

ETC や VICS の普及促進等の IT 技術、交通に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の削減に資する多様で弾力的な高速道路料金の設定を活用した交通流対策及びモーダルシフトを一層推進すべきである。また、このような交通流対策による排出削減効果の正確な把握を進め、実効ある対策につなげるべきである。

#### <産業・エネルギー転換部門関連>

##### (新エネルギー対策の推進)

新エネルギー対策の推進については、目標の達成を確実にするために、RPS 法等の供給側の取組の着実な実施や、グリーン電力証書等の民間の自主的取組の促進等による需要側の取組の強化を図ることが必要である。また、太陽光発電・太陽熱利用・風力発電等に対する導入支援策を充実させることが必要である。さらに、自然公園規制を含む各種土地利用規制との円滑な調整を推進することが必要である。

また、バイオマス燃料については、グリーン税制などの経済的インセンティブの活用も検討しつつ、その普及の促進が必要である。

さらに、上水道における小水力発電等の活用、下水道における固形燃料化等による汚泥の利用や未利用エネルギーの活用、道路空間における太陽光発電の活用等を促進すべきである。

政府の実行計画に基づき、全国の官庁施設における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化を集中的に推進すべきである。

##### (産業・業務部門の省エネ対策) (再掲)

##### (中小企業の排出削減対策の推進)

中小企業における排出削減対策の強化を図るべきである。このため、中小企業の排出削減設備導入について、資金面の公的支援を一層充実すべきである。

また、大企業の技術・資金等を提供して中小企業等が行った排出削減量を自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組みの構築を図るべきである。その際、参加事業者が自主的に取り組むことを前提としつつ、全体での排出削減につながるよう、排出削減量の認証に当たって、京都メカニズムクレジットとの比較を念頭に置き、一定の厳格性及び追加性を確保するとともに、中小企業等の利便性確保の観点から可能な限りの手続の簡素化等を図る必要がある。

##### (上下水道における省エネ対策の推進)

上下水道分野における地球温暖化対策の徹底に向けて、省エネ対策に資する新技術の開発促進、施設の改修や改築・更新の際の省エネ機器の導入、施設配置の見直し等による処理プロセス全体の最適化等、抜本的

な省エネ対策を推進する必要がある。

#### ②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の対策・施策

廃棄物分野において温室効果ガス排出量の削減を進めるため、3Rをさらに推進するとともに、熱回収等の施設整備、車両対策、排出事業者による有機性廃棄物の埋立抑制等を推進すべきである。加えて、一般廃棄物については、プラスチックの分別収集を推進するとともに、産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者の業界団体による自主行動計画の策定及び産業廃棄物排出事業者の業界団体による自主行動計画の見直しを進めるべきである。

#### ③代替フロン等3ガスの対策・施策

代替フロン等3ガスについては、産業界による排出削減計画の目標を達成し、さらに目標を引き上げた分野がある等、対策の効果が上がっている（本年6月のフォローアップにおいても、計画の更なる深掘りを先行して行った業種がある）が、今後とも排出削減計画をフォローアップすることにより、各業界の目標達成の蓋然性の向上を図るべきである。また、産業界の取組と併せて、代替ガスの実用化や排出抑制設備の導入促進等に対する事業費用への支援等を進めるべきである。

一方、冷媒分野等今後の排出の増加が見込まれる分野があり、ノンフロンへの転換のための技術開発や、ノンフロン技術の普及等を、さらに促進すべきである。また、改正フロン回収・破壊法の普及啓発を行うとともに、現場設置型機器やカーエアコン使用時の冷媒漏洩対策に向けて実態把握等を進め、必要に応じ管理体制を強化するとともに液体PFC等の適正処理対策を推進すべきである。

#### ④吸収源の対策・施策

森林吸収量（1990年以降に森林経営活動等が行われた森林の吸収量）については、1,300万炭素トン（基準年度総排出量比3.8%）の確保のため、平成19年度から今後6年間にわたり、毎年55万ha（現状の年間の間伐面積35万haに加え、追加的な森林整備20万haを含む）、合計330万haの間伐の実施が必要な状況である。

このため、①国産材利用を通じた適切な森林整備、②森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり、③都市住民・企業等幅広い森林づくりへの参画、などの取組を官民一体となって進める「美しい森林づくり推進国民運動」を展開するなど、引き続き幅広い国民の理解と協力のもと、間伐等の森林整備の加速化を図るための支援策を推進すべきである。

都市緑化については、実際の吸収源としての効果に加え、国民にもっとも身近な吸収源対策という普及啓発効果もあることから、引き続きその推進を図るべきである。

## ⑤京都メカニズムに関する対策・施策

国内対策を基本として国民各界各層が最大限努力することを前提に、京都議定書の約束達成に不足する差分については、京都メカニズム（CDM 及び JI 並びに具体的な環境対策と関連付けされた排出量取引の仕組みであるグリーン投資スキーム（GIS））により対応することが必要になる。今後、国内対策の効果を十分に精査した上で、必要なクレジットを取得することが必要である。

## （２）最終報告に向けて検討すべき事項

### （国内排出量取引）

国内排出量取引制度は、排出削減目標達成を確実に行うことを可能とし、これを最小のコストで実現しうる制度であるとして、その導入を積極的に検討すべき、2013 年以降に先送りするのではなく今すぐに制度設計に着手すべき、また、少しでも費用効果的な手段を採用するため、他の政策とのポリシーミックスを行うことも検討すべきであるとの意見があった。また、欧米における制度の導入状況を見つつ、世界的な炭素市場が形成されつつある中で金融的側面からも国内排出量取引制度を評価し、日本のみが乗り遅れないよう制度整備を検討すべき、技術開発を促進し、経済活動への柔軟性がある政策として排出量取引が導入されてきた、削減量はキャップのかけかた次第であって、EU-ETS はまだ試行段階なので、これを持ち出して削減効果を議論するのは適切でないとの意見があった。

他方、国内排出量取引制度については、個々の排出主体への排出枠の割当が前提となる強度の規制的措置であるとの意見があった。また、排出枠の公平な割当が困難であり、また産業の海外流出（炭素リーケージ）を招くのではないかと懸念が示された。また、実際の企業行動等を見ると、必ずしも最小コストで排出削減を行えるとは言えないのではないかと意見があった。さらに、EU-ETS が必ずしも実質的な排出削減につながっていないこと、我が国において排出の伸びが著しい業務・家庭部門対策として有効性を欠くこと、短期的な目標設定では企業の追加的な投資及び長期的な技術開発に対してインセンティブが働かないこと、過去の排出実績に基づく排出枠割当を行った場合には、排出削減が進んでいない企業がむしろ温存される結果になることから、国内排出量取引制度導入は不相当との意見があった。

いずれにしても、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題である。

### （環境税）

地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的に検討を進めていくべき課題である。

### 3. その他

現行目標達成計画は、2010年の単年を目標として対策効果の見通しが立てられているが、議定書の遵守という観点から、約束期間の5年間全体を通して削減約束の達成の進捗管理を行えるような枠組みについて検討すべきとの意見があった。

また、現行計画では、策定後毎年、各対策について進捗状況等について点検することにより、必要に応じ施策の強化を図ることとなっている。来年から開始する約束期間においては、削減約束の遵守を確実にする観点から、対策・施策の最新の進捗状況を迅速に把握・点検し、かつ、必要に応じて対策・施策の強化や追加を行うなど計画の進行管理を適時適切に行うための方策について検討すべきとの意見があった。

さらに、個々の対策の対策評価指標と、排出削減量との関係について、更なる精査を進めるべきとの意見があった。

### おわりに

昨年11月14日の第1回合同会合から21回にわたって、目標達成計画に位置付けられた現行対策・施策の進捗状況等について評価・見直しに係る審議を続けてきた。

今般、合同会合として、中間報告をまとめ、現行の目標達成計画の評価を行うとともに、今後とるべき対策・施策の強化の方向性を示したところである。

今後、年内に最終報告をとりまとめるべく、早急にその具体的内容を検討した上で、各々の排出削減効果を推計していくことが必要である。

なお、削減効果の評価については、データの精度向上を図るとともに、各々の施策間の重複等にも留意した上で、過大な見積もりになることがないように、定量化を検討する必要がある。